

令和6年度 3歳未満児保育料 料金表

■ 2歳児クラス（りす組）以上の保育料は0円。

特別保育（延長保育、緊急延長保育、一時的保育）は対象外。

保育料金表

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担基準額 (月額)		3歳未満児 利用者負担額 (月額)					
階層 区分	定義			1番目の子		2番目の子		3番目以降の子	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0	0		円		円		円
		0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	均等割り額のみ世帯			50%	50%				
	所得割課税額 48,600円未満	15,500	11,500	7,750	5,750	0	0	0	0
第4	所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	25,100	19,100	12,550	9,550	0	0	0	0
	所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	25,100	19,100	25,100	19,100	12,550	9,550	0	0
第5	所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	33,900	27,900	33,900	27,900	16,950	13,950	0	0
第6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	43,100	37,100	43,100	37,100	21,550	18,550	0	0
第7	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	47,300	41,300	47,300	41,300	23,650	20,650	0	0
第8	所得割課税額 397,000円以上	50,000	44,000	50,000	44,000	25,000	22,000	0	0

市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親等の等(ひとり親、在宅障害児(者)がいる)の世帯

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担基準額 (月額)		3歳未満児 利用者負担額 (月額)					
階層 区分	定義			1番目の子		2番目の子		3番目以降の子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第3	均等割り額のみ世帯	6,800	4,800	50%	50%				
	所得割課税額 48,600円未満			3,400	2,400	0	0	0	0
第4 -3	所得割課税額 77,101円未満	6,800	4,800	50%	50%				
				3,400	2,400	0	0	0	0

※ 保育所利用料は、児童の入所時の年齢区分と保護者の市町村民税額を基に決定されます。

ただし、同居する祖父母や、親族が生計を共にしている場合、状況により所得を合算し決定されます。

4月から8月は、前年度の市町村民税額、9月から3月までは、当年度の市町村民税額を基にします。